

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜第 1 号＞

平成25年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成25年2月26日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成25年2月26日 火曜日
開 会 午前11時32分
散 会 午前11時58分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第51号議案 工事請負契約について
- 2 乙第52号議案 工事請負契約について
- 3 乙第53号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

出 席 委 員

委 員 長	中 川 京 貴 君
副 委 員 長	仲 宗 根 悟 君
委 員	具 志 堅 透 君
委 員	桑 江 朝 千 夫 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	新 垣 清 涼 君
委 員	奥 平 一 夫 君
委 員	嘉 陽 宗 儀 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	新 垣 安 弘 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土 木 建 築 部 長 當 銘 健一郎 君
道 路 街 路 課 長 末 吉 幸 満 君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

議題に入ります前に、前田政明委員の長逝に対し哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙祷をささげたいと思います。

全員御起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

○中川京貴委員長 黙祷を終わります。

御着席願います。

なお、前田委員の議席については、当分の間空席にしたいと考えておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、乙第51号議案から乙第53号議案までの3件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案については、本日開催された本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第51号議案工事請負契約について、乙第52号議案工事請負契約について及び乙第53号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更につ

いて審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については内容が関連することから、説明及び質疑は一括して行いますので、御協力をお願いいたします。

ただいまの議案3件について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 お手元の冊子平成25年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)により御説明申し上げます。

572ページから574ページの乙第51号議案、乙第52号議案及び乙第53号議案について御説明申し上げます。

3件の議案のうち2件は、工事請負契約について議会の議決を求めるものであり、1件は工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

当該工事は宮古島と伊良部島間の海上部に建設する伊良部大橋橋梁の上部工工事であります。伊良部大橋では、昨年6月に接近した台風の影響で、主航路部架設のための大型クレーン船が県外まで避難したことから、主航路部の架設が未了となっております。主航路部の架設工事は、冬季波浪及び台風シーズンを避け、4月から5月にかけて架設する必要があります。大型クレーン船の県外から現場までの回航を3月中に行い、確実な工事施工を実施したいと考えております。また、伊良部側のPC上部工工事についても、主航路部の架設に引き続き施工するものであり、工期短縮を図るため、先議とするものであります。

572ページをお開きください。

乙第51号議案は、伊良部大橋橋梁整備第8期工事(主航路部上部工その4)の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、7億6650万円で、契約の相手方は、宮地エンジニアリング株式会社、金秀鉄工株式会社の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

次に、573ページをごらんください。

乙第52号議案は、伊良部大橋橋梁整備第8期工事(上部工その10)の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、17億4352万5000円で、契約の相手方は、株式会社安部日鋼工業、株式会社南海建設、株式会社南西建設の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

次に、574ページをお開きください。

乙第53号議案は、平成24年第5回沖縄県議会乙第8号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるも

のであります。

伊良部大橋橋梁整備第7期工事（上部工その7）の契約金額6億1208万7000円を905万1000円増額し、6億2113万8000円と変更するものであります。本議案についても、年度内に完成検査等の手続を完了し、工事目的物の引き渡しを受ける必要があることから先議とするものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○末吉幸満道路街路課長 お手元に配付しております乙第51号議案、乙第52号議案工事請負契約及び乙第53号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更に関するA4版の説明資料で説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

上の図は、伊良部大橋の完成予想図となっております。下の図は、伊良部大橋を含めた平良下地空港線改良事業の概要となっております、今回の工事場所を黄色囲みで示しております。

2ページをごらんください。

伊良部大橋の現在の状況です。

昨年9月に当委員会で現場を確認していただいたように、側径間の2つの主桁の架設が終了し、中央の主桁の架設が未了となっております。

3ページをごらんください。

左上の囲みは、平良下地島空港線の全体事業概要、中段の図は、海中道路を含めた海上部の工事進捗状況、下段の2つの枠は、今回、新規に契約を予定している2件の工事と、改定契約を予定している1件の工事の契約額と工事内容等となっております。中段の図で赤く塗り潰した部分が、今回、新規に工事請負契約を行う2件の工事で、赤塗り潰しの外枠を青線で囲んでいる箇所が、今回、改定契約を予定している1件の工事箇所となっております。先ほど、土木建築部長が説明しましたように、伊良部大橋の主航路部中央径間の架設が未了となっております。そのため、工事計画を見直し、伊良部大橋橋梁整備第8期工事（主航路部上部工その4）と伊良部大橋橋梁整備第8期工事（上部工その10）の2件の工事を新規に発注したものであります。また、平成24年第5回定例会で議決され、同年10月12日に改定契約した、伊良部大橋橋梁整備第7期工事（上部工その7）の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するものであります。

4ページをごらんください。

主航路部上部工その4の工事概要について説明いたします。

未了となっている主航路部の架設工事となっております、平良港に仮置きしてあ

る鋼製の140メートルの主桁を大型フローティングクレーンにより架設するものです。工事期間としては、議決の翌日から平成25年10月31日までの約8カ月を予定しております。今回の工事は、大型フローティングクレーンによる架設のため、入札参加資格要件として、代表者においては、当該工事と同種工事である大型フローティングクレーンによる一括架設を元請として施工した実績があり、沖縄県内に建設業法に基づく営業所がある県外の鋼構造物工事業者としました。また、構成員においては、沖縄県内に建設業法に基づく本店がある鋼構造物工事業者2社共同企業体自主結成方式による構成とし、一般競争入札方式で発注しました。入札は、1共同企業体が応募し、宮地エンジニアリング株式会社、金秀鉄工株式会社共同企業体を落札者と決定し、仮契約額が税込み価格で7億6650万円となっております。

5ページをごらんください。

上部工その10の工事概要について説明いたします。

宮古島側でセグメントを製作し、これを運搬・架設するものです。上部工のセグメント製作222個と、別工事において製作済みとなっているセグメント70個を架設する、延長935メートルの工事となっております。工事期間としては、議決の翌日から平成26年10月31日までの約20カ月を予定しております。

6ページをごらんください。

本工事は、PC鋼線の緊張や架設後の桁の沈下量をあらかじめ計算する等、高度な技術力が必要であること、下り勾配での架設であること、また工期を短縮する必要があることから、金額だけではなく、これらの技術力を加味した総合評価落札方式で発注しました。入札参加資格要件としては、代表者においては、当該工事と同種工事を元請として施工実績があり、沖縄県内に建設業法に基づく営業所がある県外のPC事業者としました。代表者以外の構成員1においては、沖縄県内に建設業法に基づく本店がある特Aと県内のPC事業者とし、構成員2においては、宮古土木事務所管内に建設業法に基づく本店があるAの3社共同企業体自主結成方式による構成としました。

この表は、入札参加業者の評価調書となっております。

入札は、5共同企業体が応募しました。

入札の結果、株式会社安部日鋼工業、株式会社南海建設、株式会社南西建設共同企業体を落札者として決定し、仮契約額は税込み価格で、17億4352万5000円となっております。

7ページをごらんください。

次に、上部工その7の変更内容について説明いたします。

今回の設計変更の内容は、写真の赤線で囲んである部分になりますが、セグ

メントを緊張するPC鋼線を通すためのシースの単価調査結果に基づく増額変更であります。この設計変更による上部工その7工事の増額が、905万1000円となっております。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第51号議案から乙第53号議案までの3件に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これまでもたびたび設計変更をしてやってきましたけれども、前の場合も何回目かと、今後、もうないだろうかと質問をした覚えがあるのですけれども、今回で何回目か今後はどうなりますか。またこのようなことを繰り返しやるのですか。

○末吉幸満道路街路課長 今回、変更を予定させていただきました伊良部大橋橋梁整備第7期工事の上部工その7、前回1回契約を変更させていただきました。これは主航路部ができなかったということで、その主航路部ができた後、PCのセグメントを運搬する工事をやったものですから、その工期ができないということで、まず減額設計を決めて—これが1回目の減額で、今回はこの工事の2回目の変更ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 上部工に関する設計変更に伴う契約も何回かやっているのだけれども、今後もまたこういうものがどんどん出てくる可能性がありますね。どうですか。

○末吉幸満道路街路課長 それは現場の条件等によっては、ないとは断定できません。

○嘉陽宗儀委員 これは執行部の責任の問題ではないから、それについてはそれ以上聞きませんが、ただあらかじめ想定の話ですから、これは科学技

術が進んでいるわけだから、最低限、最高の科学技術の知識を集約して、できるだけやるときにはきちんとやっておくということをしないと、中途半端になってしまうと、また現場ではいろいろ支障が出てきましたと。また何とか次は工事認めてもらえませんかということになるとまずいので、こういう質疑をしています。これについては決意はどうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 まず、工期につきまして当初平成24年度完成ということが平成25年度になり、そして今は平成26年度の、平成27年1月ということで地元宮古島市にもそのように話をさせていただいているところですけども、今回は先議案件でお願いしましたのも、天候のいい時期にクレーン船での架設をやりたいということで、工事の確実を期すためにやっておりますので、工期については平成27年1月をしっかりと守るようにしていきたいと考えております。それから金額につきましては、海上工事とか、特殊な工事がございますので、何回か金額の増額をさせていただきました。今後もないとは断定はできないのですけれども、可能な限り今回のもので工事を完了させるように、努めてまいりたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この時期のこういう契約はあくまで天候で大型クレーンを移動させて、できるだけ有効に使えるようにという説明をしていました。これまで天候のせいで工期を変更して、工事をできずにまたこのクレーン船を帰したという例はありますか。

○末吉幸満道路街路課長 伊良部大橋ではこのクレーン船は去年来ていただいたのですけれども、これが初めてです。そして、クレーン船を使う工事というのは当然海上土木、海上の構造物の工事等であるのですけれども、例えば船を沖縄本島と離島、離島に台風が来たら沖縄本島に帰す、そういうことは多々あったと思います。今回の大型クレーン船—フローティングクレーン船というのは3000トン以上の船でございまして、どうしても沖縄にないということで内地まで帰ってもらったということがありまして、嘉陽委員が言われるような、例えば、船が現場から帰って、それで工期が延びるといのは多々あったと思います。

○嘉陽宗儀委員 例えば、工期を設定する場合に、大型クレーン船を使う場合の工期日時というのですか、期間というのですか、これは大抵、予算要求の中で何日間というのは大体決まっていますか。

○末吉幸満道路街路課長 それは決めてございます。

○嘉陽宗儀委員 決まっているけれども、天候が荒れて、その期間の工事がなかなか難しい。これが引き上げるのは東京まででしたか、どこでしたか。

○末吉幸満道路街路課長 この船の場合は兵庫県です。

○嘉陽宗儀委員 いずれにしても本土から、沖縄にないから本土に引き上げていくということになっているようですが、問題はこのクレーン船を運搬するというのか、あるいは移動するというのか、これはどのぐらいかかるのですか。

○末吉幸満道路街路課長 3億円ぐらいかかっているようです。

○嘉陽宗儀委員 3億円ぐらいかかるということになると、これはもちろん請負業者の負担ということになるけれども、実態は請負業者だけの負担になっているか、皆さん方の負担もあるのか、どうですか。

○末吉幸満道路街路課長 回航につきましては、私ども県の事業で予算化をさせていただいています。今回も当然、この請負額の中にこの金額を入れてございます。

○嘉陽宗儀委員 前の議案が出てから、実は業者から天候が荒れて、クレーン船がだめな場合には業者負担でいっているのですが、これは自分たちの責任ではないのだから、発注者側のほうが責任を持つのではないのかという話を皆さん方に申し入れをした覚えがあるのですけれども、基本的には業者が責任を負うものは業者に負担させていいけれども、天候が荒れるというのは業者の責任ではないから、これはやはり業者負担の問題については今後配慮できませんか。

○末吉幸満道路街路課長 この主航路部の架設のときの条件として、私どもの特記仕様書の中で条件明示というのをさせていただいております。台風の際に工事費が増額になる場合には県のほう、発注者の側でこのリスクを負います。リスクを負うというのは積算を、計上しましょうということです。それ以外の好天時、例えば潮が速くなるとか、天候が荒れるということにつきましては業者側の負担ですと、リスクですということで、それで条件明示させて、私ども

も入札をいただきました。今、嘉陽委員の質問の中で、その天候が荒れたときの待機費、現場で何日間か延びますので、その件について今、実はもう情報が入っていると思いますが、業者と協議をしていると。協議といいますか、その中で建設工事紛争審査会に諮っているような状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 これについて、今までのようなやり方では不満があって、私のように訴えがあったわけですから、やはり業者はせつかくいい仕事をしたいと思っても、自分たちの予期せぬ事態に負担がふえるということになったら、工事にも影響してくるわけだから、これについては、やはり業者負担すべきものと、してはいけないものと、区分けして、きちんと関係書類というのか、契約するときにあるでしょう。もし、これをつくってあるのだったら、後で資料を下さい。

○末吉幸満道路街路課長 特記仕様書の中で先ほど申しあげましたように、我々、リスク分担というものを明示しております。その資料を差し上げたいと思います。ただ、これを私どもと業者は其中で当然争いがございます。それを我々と第三者委員会—建設工事紛争審査会の中で議論をしていただいて、我々はその調停の意見に従いたいと考えております。

○中川京貴委員 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 設計変更に伴う、いわゆる増額変更なのですけれども、これは従来これまで使ってきたセグメントと、大きさが違うということですか。

○末吉幸満道路街路課長 もともと前回の工事—減額されている工事なのですけれども、この現場に設置することも考えて、我々は契約したのです。この設置のときの手間の中に雑費というものがございまして、この雑費の中にセグメントとかいろいろな資材が入っているのですけれども、今回、架設を取りやめたものですから、このセグメントを実際、この中に入れておかないと後々の工事に支障があるものですから、そのセグメントの単価だけは計上しないといけないと。我々は前回減額するときに、まず数量を減らすことを最優先させていただいたものですから、この単価調査が間に合わなかったのです。支出の単価の調査が間に合わなかったものですから、まずは、数量を大きく減らして、この支出の代価というのは単価調査させていただいて、これを今度計上させてい

ただいたという背景がございます。

○奥平一夫委員 要するに、物は一緒ということですか。工事で使ってきたセグメントと、今設計変更をしてやろうとしているものは同じ製品だということですか。

○末吉幸満道路街路課長 同じ材料です。

○奥平一夫委員 まだ、わからないけれども。

○中川京貴委員 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員 質疑なしと認めます。

よって、乙第51号議案から乙第53号議案までの3件に対する質疑を終結いたします。

以上で、本委員会に付託された先議案件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決について協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

これより、乙第51号議案工事請負契約についてから乙第53号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてまでの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第51号議案から乙第53号議案までの3件は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された先議案件等の処理は全て終了いたしました。

次回は、3月8日 金曜日 本会議終了後に委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中川京貴